

令和5年度

宇佐市農業委員会
第8回(11月)定例総会議事録

宇佐市農業委員会

宇佐市農業委員会第8回定例総会会議録

令和5年12月5日(火)午前9時30分より宇佐市役所23会議室において会長が第8回(11月)定例総会を招集した。

本日の出席委員は次の通りであった。

議長 菅原 維範 会長

2番	安倍 隆司	委員	4番	久保 公志郎	委員	5番	永松 徳章	委員
6番	安部 仲雄	委員	7番	萩原 久邦	委員	8番	久保田 昭廣	委員
9番	安部 正博	委員	11番	佐藤 俊徳	委員	12番	河野 一雄	委員
13番	永岡 卓巳	委員	14番	丹生 猛	委員	15番	塚崎 正和	委員
17番	池田 雅彦	委員	18番	安藤 宝太	委員	19番	阿部 善浩	委員

欠席委員

3番 西 時行 委員 10番 川谷 正一 委員

事務局

石川事務局長、山末次長兼農政係総括、遠嶋農地係総括、農地係三浦主事

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2	議案	第46号	農地法第3条の規定による許可申請について
	議案	第47号	農地法第4条の規定による許可申請について
	議案	第48号	農地法第5条の規定による許可申請について
	議案	第49号	非農地証明願について
	議案	第50号	宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について
	議案	第51号	宇佐市農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について
	議案	第52号	農地利用最適化推進委員の辞任について
	報告	第23号	農地法第3条の3の規定による届出について
	報告	第24号	農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の 解約通知について
	報告	第25号	2a未満の農業用施設用地への転用の届出について
	報告	第26号	農地法第3条許可処分の取消について

事務局長 みなさん、おはようございます。
毎回、定刻より前のご参集ありがとうございます。（あいさつ）
ただ今から令和5年度第8回11月の定例総会を開会いたします。

3番 西 時行 委員 10番 川谷 正一 委員 より欠席の旨
通知がありましたので、ご報告いたします。

ただ今の出席委員は18名中16名で、宇佐市農業委員会会議
規則第10条の定足数に達しておりますので、総会は成立して
おります。それでは、会議規則第8条により、議長は会長が務
めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、菅原会
長にお願いいたします。

議長 皆さんおはようございます。（あいさつ）
それでは、これより議事に入ります。
まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。
宇佐市農業委員会会議規則第41条第2項に規定する議事録
署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議
はありませんか。

【異議なしの声あり】

議長 それでは、議事録署名委員は、9番 安部 正博 委員、19番
阿部 善浩 委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の三浦主事を指名
いたします。
以上で、日程第1を終わります。
それでは、日程第2の議案第46号「農地法第3条の規定
による許可申請について」を、議題に供します。
それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの 地区別各条申請総括表をお開き
ください。
議案第46号3条許可申請は14件で、地区毎の内訳は、
長洲地区2件、5筆、2,089㎡、宇佐地区1件、1筆、84㎡、
駅川地区5件、11筆、11,831㎡、四日市地区5件、10筆、
11,228㎡、安心院地区1件、3筆、4,760㎡となっ
ています。
2ページをお開きください。
議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請につ
いて 農地法第3条第1項及び同法施行令第3条第1項の
規定により、別紙のとおり申請があったので審議を
求める。
令和5年12月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維
範
3ページをお開きください。
長洲地区です。

事務局

長洲地区 番号1 【議案書番号長洲1朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

長洲地区 番号2 【議案書番号長洲2朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

4ページをお開きください。

宇佐地区です。

宇佐地区 番号1 【議案書番号宇佐1朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

5ページをご覧ください。

駅川地区です。

駅川地区 番号1 【議案書番号駅川1朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、譲受人が自宅の隣接農地を取得するものです。

駅川地区 番号2 【議案書番号駅川2朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、営農を開始する譲受人が農地を取得するものです。

駅川地区 番号3 【議案書番号駅川3朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

駅川地区 番号4 【議案書番号駅川4朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

6ページをお開きください。

駅川地区 番号5 【議案書番号駅川5朗読】

売買による所有権移転です。

譲受人の要望により、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

7ページをご覧ください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1 【議案書番号四日市1朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、営農を開始する譲受人が

事務局 農地を取得するものです。

四日市地区 番号2【議案書番号四日市2朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

四日市地区 番号3【議案書番号四日市3朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

四日市地区 番号4【議案書番号四日市4朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

8ページをお開きください。

四日市地区 番号5【議案書番号四日市5朗読】

贈与による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、譲受人が借入農地を取得するものです。

9ページをご覧ください。

安心院地区です。

安心院地区 番号1【議案書番号安心院1朗読】

贈与による所有権移転です。

譲渡人が高齢で労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

以上、全件とも担当農地利用最適化推進委員の調査報告書に基づき、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われるため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。

長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

長洲・宇佐地区審議会を令和5年11月30日午前9時30分より、本庁2階25会議室において、農業委員5名中5名、農地利用最適化推進委員6名中4名出席のもと開催いたしました。

議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」長洲地区2件、宇佐地区1件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしてい

久保田地区審会長 るものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

議長 長 駅川・四日市地区お願いします。

塚崎地区審副会長 はい、議長。15番 塚崎です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

駅川・四日市地区審議会を令和5年12月1日午前9時より、本庁2階24会議室において、農業委員6名中5名、農地利用最適化推進委員12名中9名出席のもと開催いたしました。

議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」

駅川地区5件、四日市地区5件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

議長 長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

安心院・院内地区審議会を令和5年11月29日午前10時より、安心院支所 視聴覚室において、農業委員7名中6名、農地利用最適化推進委員11名中10名出席のもと開催いたしました。

農業委員7名中6名、農地利用最適化推進委員11名中10名出席のもと開催いたしました。

議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」

安心院地区1件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

議長 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第46号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 長 全員賛成ですので、議案第46号は原案のとおり許可すること

議長 長 に決定いたしました。
次に、議案第47号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題に供します。
それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの総括表をお開きください。
議案第47号4条許可申請は1件となっています。
地区毎の内訳は、四日市地区1件、1筆、260㎡となっています。
10ページをお開きください。
議案第47号「農地法第4条の規定による許可申請について」
農地法第4条第1項及び同法施行令第7条第1項の規定により、別紙のとおり申請があったので審議を求めます。
令和5年12月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範
11ページをお開きください。
四日市地区です。
四日市地区 番号1【議案書番号四日市1朗読】
駐車場用地としての転用で、貸駐車場を整備する計画です。
立地基準としては、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で第1種農地に該当します。既存の施設の拡充等のため、既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えない既存の施設に隣接する土地に施設を整備することから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。
以上、担当農業委員の調査報告書に基づき、農地転用許可基準運用通知に照らし、立地基準及び一般基準ともに許可要件のすべてを満たすと考えます。
以上で議案の説明を終わります。

議長 長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。
駅川・四日市地区をお願いします。

塚崎地区審副会長 はい、議長。15番 塚崎です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。
議案第47号「農地法第4条の規定による許可申請について」
四日市地区1件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。
申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては事務局から説明があったとおりです。
また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていることを確認ができましたので、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第47号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第47号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に議案第48号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、議題に供します。

それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事 務 局 議案書1ページの総括表をお開きください。

議案第48号 5条許可申請は8件となっています。

地区ごとの内訳は、長洲地区2件、4筆、4,350㎡、駅川地区4件、11筆、3,736㎡、四日市地区2件、2筆、737㎡となっています。

12ページをお開きください。

議案第48号「農地法第5条の規定による許可申請について」

農地法第5条第1項及び同法施行令第15条第1項の規定により、別紙のとおり

申請があったので審議を求める。

令和5年12月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

13ページをお開きください。

長洲地区です。

長洲地区 番号1【議案書番号長洲1朗読】

30年間の使用貸借権の設定です。

農業用施設としての転用で、ライスセンターを建築する計画です。

立地基準としては、農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地で、農用地区域内農地に該当すると考えます。農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであることから許可することができるものと考えます。

長洲地区 番号2【議案書番号長洲2朗読】

売買による所有権移転です。

事務局 公民館としての転用で、西大堀地区公民館を建築する計画です。

立地基準としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当すると考えます。当該申請に係る事業目的等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地などもないことから許可することができるものと考えます。

14ページをお開きください。

駅川地区です。

駅川地区 番号1【議案書番号駅川1朗読】

売買による所有権移転です。

駐車場用地としての転用で、貸駐車場16台分を整備する計画です。

立地基準としては、道路等によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えることから第3種農地に該当すると考えます。第3種農地の転用は、許可をすることができることとなっております。

駅川地区 番号2【議案書番号駅川2朗読】

売買による所有権移転です。

看板用地としての転用で、看板広告を設置する計画です。

立地基準としては、道路等によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えることから第3種農地に該当すると考えます。第3種農地の転用は、許可をすることができることとなっております。

駅川地区 番号3【議案書番号駅川3朗読】

売買による所有権移転です。

一般住宅としての転用で、戸建賃貸住宅8棟を建築する計画です。

立地基準としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。地域に居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されることから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。

駅川地区 番号4【議案書番号駅川4朗読】

20年間の賃貸借権の設定です。

駐車場用地としての転用で、店舗駐車場を整備する計画です。

立地基準としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。既存の施設の拡充等のため、既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えない既存の施設に隣接する土地に施設を整備することから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。

16ページをお開きください。

四日市地区です。

事務局 四日市地区 番号1【議案書番号四日市1朗読】
20年間の使用貸借権の設定です。
駐車場用地としての転用で、自宅の駐車場を整備する計画です。
立地基準としては、都市計画法で定める近隣商業地域に用途地域指定された土地であり、第3種農地に該当します。第3種農地は、許可をすることができることとなっております。
四日市地区 番号2【議案書番号四日市2朗読】
売買による所有権移転です。
一般住宅への転用で、建売住宅1棟を建築する計画です。
立地基準としては、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で第1種農地に該当します。地域に居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されることから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。
以上、担当農業委員の調査報告書に基づき、農地転用許可基準運用通知に照らし、立地基準及び一般基準ともに許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。
長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。
議案第48号「農地法第5条の規定による許可申請について」
長洲地区2件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。
申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があったとおりです。
また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていると確認ができましたので、許可相当と意見決定いたしました。

議長 長 駅川・四日市地区をお願いします。

塚崎地区審副会長 はい、議長。15番 塚崎です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。
議案第48号「農地法第5条の規定による許可申請について」
駅川地区4件、四日市地区2件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があったとおりです。

塚崎地区審副会長　また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていることを確認ができましたので、許可相当と意見決定いたしました。

議　長　ありがとうございました。これより質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議　長　よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第48号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議　長　全員賛成ですので、議案第48号は原案のとおり許可することに決定いたしました。
次に議案第49号「非農地証明願について」を、議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事 務 局　議案書1ページの総括表をお開きください。
議案第49号非農地証明願は、10件で、地区ごとの内訳は、
長洲地区1件、1筆、981㎡、宇佐地区1件、2筆、785㎡、四日市地区2件、4筆、633㎡、安心院地区4件、10筆、7,071㎡、院内地区2件、6筆、2,729㎡となっています。
17ページをお開きください。
議案第49号「非農地証明願について」
農地法第2条第1項の対象とならない土地について、非農地証明の願出があったので審議を求める。
令和5年12月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範
18ページをお開きください。
長洲地区です。
長洲地区 番号1 【議案書番号長洲1朗読】
平成3年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。
19ページをお開きください。
宇佐地区です。
宇佐地区 番号1 【議案書番号宇佐1朗読】
平成12年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。
20ページをご覧ください。
四日市地区です。

- 事務局 四日市地区 番号1 【議案書番号四日市1朗読】
昭和30年頃から境内地として利用しているため非農地証明願を行うものです。
- 四日市地区 番号2 【議案書番号四日市2朗読】
昭和30年頃から境内地として利用しているため非農地証明願を行うものです。
21ページをご覧ください。
安心院地区です。
- 安心院地区 番号1 【議案書番号安心院1朗読】
昭和46年1月から宅地として利用しているため非農地証明願を行うものです。
- 安心院地区 番号2 【議案書番号安心院2朗読】
昭和62年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。
- 安心院地区 番号3 【議案書番号安心院3朗読】
昭和48年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。
- 安心院地区 番号4 【議案書番号安心院4朗読】
昭和60年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。
23ページをお開きください。
院内地区です。
- 院内地区 番号1 【議案書番号院内1朗読】
昭和33年11月から宅地として利用しているため非農地証明願を行うものです。
- 院内地区 番号2 【議案書番号院内2朗読】
平成27年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。
- 以上、担当農地利用最適化推進委員の調査報告書に基づき、非農地化していること、農地法第51条の規定による処分の対象となっていないことが確認できましたので非農地証明の発行基準に該当しているものと考えます。
以上で議案の説明を終わります。
- 議長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。
長洲・宇佐地区をお願いします。
- 久保田地区審会長 はい議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。
議案第49号「非農地証明願について」

久保田地区審会長 長洲地区1件、宇佐地区1件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議 長 駅川・四日市地区お願いします。

塚崎地区審副会長 はい、議長。15番 塚崎です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第49号「非農地証明願について」

四日市地区2件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議 長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第49号「非農地証明願について」

安心院地区4件、院内地区2件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第49号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第49号は原案のとおり証明書を発行することに決定いたしました。

次に、議案第50号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定

議 長 について」を、議題に供します。
それでは事務局より説明をお願いします。

事 務 局 24ページをお開きください。
議案第50号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」

(旧)農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より別紙のとおり農用地利用集積計画(案)の決定について依頼があったので審議を求める。

令和5年12月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範
25ページをお開きください。合計を読み上げます。

【集積計画集計表 朗読】

内容につきましては、26ページ以降のようになっております。続きまして、33ページをお開きください。農地中間管理事業による利用権設定です。

【集積計画集計表 朗読】

詳細につきましては、34ページ以降のようになっております。続きまして、53ページをお開きください。農地売買等支援事業による所有権移転です。

【所有権移転集計表 朗読】

詳細につきましては、54ページ以降のようになっております。

以上、計画の内容は、市の基本構想に適合すること、利用権の設定を受ける者が、農用地のすべてを効率的に利用して耕作すること、必要な農作業に常時従事すること等、(旧)農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 ありがとうございます。

ただ今の説明に関して、各地区審議会から、地区審議の結果並びに補足説明をお願いします。

長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第50号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」

農用地利用集積計画の内容について、審議いたしました。計画の内容は、市の基本構想に適合するものであることなどが確認できました。

農地中間管理事業につきましては原案どおり承認することに異議はありませんでした。

よって、本地区審議会としましては、農業経営基盤強化促進法

久保田地区審会長 の規定に適合するものと意見決定しました。

議長 駅川・四日市地区お願いします。

塚崎地区審副会長 はい、議長。15番 塚崎です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第50号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」

農用地利用集積計画の内容について、審議いたしました。計画の内容は、市の基本構想に適合するものであることなどが確認できました。

農地中間管理事業につきましては原案どおり承認することに異議はありませんでした。

また、農地売買支援事業での所有権移転の売買価格についても、周辺地域での取引事例から適正価格であると考えます。

よって、本地区審議会としましては、農業経営基盤強化促進法の規定に適合するものと意見決定しました。

議長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第50号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」

農用地利用集積計画の内容について、審議いたしました。計画の内容は、市の基本構想に適合するものであることなどが確認できました。

農地中間管理事業につきましては原案どおり承認することに異議はありませんでした。

よって、本地区審議会としましては、農業経営基盤強化促進法の規定に適合するものと意見決定しました。

議長 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第50号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第50号は原案のとおり決定し、市長にその旨を通知いたします。

次に、議案第51号「宇佐市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」を、議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 55ページをお開きください。

議案第51号「宇佐市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」

農用地利用集積等促進計画（案）を別紙のとおり策定するために、農地中間管理機構より、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づく依頼があったため、農業委員会の意見を求める。

令和5年12月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

56ページをお開きください。合計を読み上げます。

【配分計画は集計表 朗読】

詳細につきましては、57ページ以降のようになっております。

先ほどの農用地利用集積計画（案）で農地中間管理機構が貸手から借受けた農地を、この農用地利用集積等促進計画（案）にて担い手へ貸付ける内容です。これは、農地中間管理事業の推進に関する法律により、農業委員会の意見を聴くものとされています。

以上で議案の説明を終わります。

議 長 ありがとうございます。

ただ今の説明に関して、地区審議会から、地区審議の結果並びに補足説明をお願いします。

長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第51号「宇佐市農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」

長洲地区、宇佐地区の農用地利用集積等促進計画（案）の内容について審議いたしました。当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議 長 駅川・四日市地区をお願いします。

塚崎地区審副会長 はい、議長。15番 塚崎です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

塚崎地区審副会長 議案第51号「宇佐市農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」

駅川地区、四日市地区の農用地利用集積等促進計画(案)の内容について審議いたしました。当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議 長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第51号「宇佐市農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」

安心院地区の農用地利用集積等促進計画(案)の内容について審議いたしました。

当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございました。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第51号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第51号は原案のとおり承認しました。

次に、議案第52号『農地利用最適化推進委員の辞任について』を、議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局 73ページをお開き下さい。

議案第52号『農地利用最適化推進委員の辞任について』、農業委員会等に関する法律第23条の規定により、別紙のとおり農地利用最適化推進委員の辞任について、委員会の同意を求める。

令和5年12月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

(事務局説明)

議 長 ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

議 長 発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第52号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、
議案第52号は原案のとおり承認いたしました。
以上で審議案件は終了いたしましたので、報告事項に入ります。報告第23号及び第26号を一括して事務局より説明願います。

事 務 局 それでは、一括してご報告させていただきます。
75ページをお開き下さい。
報告第23号「農地法第3条の3の規定による届出について」
農地法第3条の3第1項及び同法施行規則第21条の規定による届出については受理したので、ここに報告する。
令和5年12月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範
内訳は76ページからの9件がございました。
地区毎の内訳は、四日市地区3件、8筆、8,264㎡、安心院地区3件、28筆、8,966㎡、院内地区3件、13筆、11,279㎡となっています。
内容につきましては記載のとおりでございます。登記等も確認できましたので、事務局で確認し、全件とも受理いたしました。
82ページをお開き下さい。
報告第24号「農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約通知について」
農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による通知があったので、ここに報告する。
令和5年12月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範
内訳は83ページからの32件がございました。
地区毎の内訳は、長洲地区3件、12筆、17,198㎡、宇佐地区4件、13筆、14,691㎡、駅川地区16件、80筆、77,790㎡、四日市地区7件、11筆、20,120㎡、安心院地区2件、2筆、2,453㎡となっています。
内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局で確認し、書類を受理いたしました。

- 事務局 98ページをお開き下さい。
報告第25号「2a未満の農業用施設用地への転用の届出について」
農地法施行規則第29条第1号（農業用施設用地）として転用の届出があったので、ここに報告する。
令和5年12月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範
内訳は99ページからの1件がございました。地区毎の内訳は、四日市地区1件、1筆、190㎡となっております。
内容につきましては記載のとおりでございます。農地法施行規則第29条の規定により農地の転用の制限の例外となっており、許可を要しない案件でありますので、申請内容等確認し、事務局で受理通知を交付いたしました。
100ページをお開き下さい。
報告第26号「農地法第3条許可処分の取消について」
農地法第3条第1項の規定による許可処分については、取り消したのでここに報告する。
令和5年12月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範
内訳は101ページからの1件がございました。
院内地区1件、3筆、15,145㎡です。院内地区1番は、令和5年3月6日付け売買による所有権移転で3条許可済みとなっていました。譲受人を、実質農業を主に行っている譲受人の夫に変更するため、許可処分を取り消したものです。なお、今後、農地法第3条申請を行う予定です。
内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局で確認し、書類を受理いたしました。
以上で報告の説明を終わります。
- 議長 長 ただ今の報告第23号及び第26号について、質問、意見等、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)
- 議長 長 質問等もないようですので、以上をもちまして本日の議案の審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。
その他の件について、発言があれば挙手をお願いいたします。
- 久保田地区審会長 農用地利用集積等促進計画(案)ですが、これは中間管理事業に代わるとお聞きしており、国会でも法案が通ったようですが、これはいつまでに移行するのでしょうか。
- 事務局 回答させていただきます。事務局でも、今行っている利用権設

事務局 定は、すべて廃止して中間管理事業に移していく作業中です。この議案での（旧）の記載を取り除く時期については、農業会議との相談の上、今年度中には議案上から削除する予定です。来年度からは適用除外になるものとしております。

久保田地区審会長 今年度中とのことですが、今月はもう12月です。本当に今年度中に行えるのでしょうか。今回の議案では、長洲地区や四日市地区では0件です。しかしながら安心院・院内地区の件数は依然として多いです。そのため移行の話が周知できているのか疑問に思いました。年度内に移行を進めるのであれば、農家や利用権設定する方へ直接説明したほうが良いのではないのでしょうか。

事務局 来庁された方には窓口にて利用権設定が廃止し中間管理事業に移行になる旨をご案内させていただいております。また契約期間が終了される方についても、同様の内容のお知らせを送付させていただいております。スムーズな移行を目指しておりますが、窓口にもえられた方の中には利用権を希望される方もいらっしゃいます。また中間管理事業のほうが用意する書類が多く、取り決めが多いこともあり、なかなか一筋縄ではいかないケースもあり、利用権設定を希望される方も多いように感じられます。しかしながら期限のあるものですので、窓口での指導で順次解決させていただいているところです。

久保田地区審会長 わかりました。この件は法案で決まっていることなのでよろしく願います。農家としても、作り手が仮に体調を崩し耕作できなくなった場合、中間管理事業で貸し借りしていた土地が地主の方に戻されても、地主の方も困ると思います。その点を強調して説明していただければと思います。

議長 事務の合理化を図ると、みなさん助かるのではないかと思いますので、事務局のほうも検討よろしく願います。その他発言があれば、挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長 よろしいですか。それでは、事務局から連絡事項等があれば願います。

事務局 来月12月の令和5年度第9回定例総会は、1月5日金曜日、午前9時30分から本庁2階23会議室で行う予定にしておりますので、よろしく願います。

事務局　なお、欠席をされる場合は、地区審議会も含め、早めのご連絡をくださるようお願いいたします。

議長　それでは、以上をもちまして、宇佐市農業委員会第8回定例総会を閉会いたします。

午前10時27分閉会

以上会議の次第を記録し事実と相違ないことを証するため、記名捺印する。

令和5年12月5日

議長　菅原維範　　⑩

署名委員　安部正博　　⑩

署名委員　阿部善浩　　⑩

議長と署名委員の自筆署名及び押印については、個人情報のため上記のように活字等の表現にしています。

なお、自筆署名及び押印した原本については、事務局で保管しています。